

2022年11月7日
東京電力HD(株)

受動形個人線量計の導入に伴う保安規定及び廃止措置計画の変更について

1. はじめに

2023年10月に「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部が改正され、外部被ばくの個人線量計の信頼性確保が義務化される。当社では上記改正の対応が示されたNRAガイド※に従い、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)に認定された測定サービス事業者から受動形個人線量計の提供を受けることとしている。現在、福島第二原子力発電所においては、外部被ばくの個人線量計として電子式線量計(APD)のみを使用しているが、改正に伴い受動形個人線量計(ガラスバッジ等)の導入を行う。(柏崎刈羽原子力発電所においても同様)

本変更に伴い、福島第二原子力発電所においては保安規定及び廃止措置計画が変更となる。保安規定については、運用変更となることから変更認可申請として申請する。廃止措置計画については、性能維持施設のうち廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない「個人管理用測定設備及び測定機器」の一部を変更するものであり、軽微な変更に該当すると考えられるため、届出として対応する。

※ 原子力規制委員会「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」

2. 保安規定及び廃止措置計画の変更内容

保安規定第50条(柏崎刈羽原子力発電所においては第103条)「放射線計測器類の管理」及び福島第二原子力発電所1号、2号、3号及び4号炉の廃止措置計画本文六号 第6-2表「性能維持施設(1号及び2号炉共用または1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備)」の中で個人線量計の種類について規定している。保安規定第50条及び廃止措置計画本文六号 第6-2表には、保安規定第46条(放射線業務従事者の線量管理等)で要求される“定期的な外部被ばく線量管理”に必要な個人線量計として電子式線量計(APD)を記載しているが、今後受動形個人線量計(ガラスバッジ等)を用いた管理を実施することから記載の変更を予定している。なお、これまでは電子式線量計(APD)により、“定期的な外部被ばく線量管理”に加え“日々の作業管理としての線量管理”も実施していたが、運用の変更により、“定期的な外部被ばく線量管理”は受動形個人線量計(ガラスバッジ等)を用いて実施し、“日々の作業管理としての線量管理”は電子式線量計(APD)を用いて実施することになるため、“日々の作業管理としての線量管理”に用いる電子式線量計(APD)の維持管理等の方針については社内規定にて詳細を定める。

3. 廃止措置計画変更の扱いについて

今回の変更については、性能維持施設のうち廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない「個人管理用測定設備及び測定機器」の一部（種類及び位置）を以下のとおり変更するものであり、軽微な変更に該当すると考えられるため、届出として対応する。

(1) 種類

電子式線量計（APD）を受動形個人線量計（ガラスバッジ等）に変更する。

受動形個人線量計（ガラスバッジ等）は、保安規定第46条（放射線業務従事者の線量管理等）で要求される放射線業務従事者の“定期的な外部被ばく線量管理”に用いることができ、電子式線量計（APD）と同じく、その要求を満たすものである。

(2) 位置

サービス建屋内等を事務建屋内等に変更する。

電子式線量計（APD）の設置場所として、管理区域入口のサービス建家（屋）内等を記載していたが、受動形個人線量計（ガラスバッジ等）は放射線業務従事者個人が所持することに伴い、それに応じた場所（事務建屋内等）に変更するものである。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第百十八条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

4. 申請等のスケジュールについて

保安規定については、11月頃に申請を実施したうえ、線量管理が年度管理であることを踏まえ、2023年4月1日からの施行を予定している。また、廃止措置計画については、運用が開始となる2023年4月1日が変更の日であることから、その変更の日から30日以内に原子力規制委員会へ届出を行う。

以 上